

## ○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

### 参考資料1

#### （社会保障審議会）

第七条　社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要な事項を調査審議すること。

二　厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要な事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する重要な事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第一百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。



○社会保障審議会令（抄）

（平成十二年六月七日政令第二百八十二号）

（組織）

第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第一条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 名称       | 所掌事務  | 統計分科会   | 統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。   |
|----------|---|---------|--|
| 医療分科会    | 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。                           | 福祉文化分会  | 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十五条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 介護給付費分科会 | 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 | 医療料率分科会 | 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和  |

五十九年法律第七十七号)の規定によりそ  
の権限に属させられた事項を処理すること

第七条 (幹事)

審議会に、幹事を置く。

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時

委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の  
互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委  
員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名す  
る者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決を  
もって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、  
部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(

分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選に  
より選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又  
は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が  
その職務を代理する。

6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以  
下この項において同じ。)は、その定めるところにより、  
部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の  
三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決する  
ことができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員  
で会議に出席したもののは過半数で決し、可否同数のとき  
は、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があ  
ると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提  
出、意見の表明、説明その他必要な協力 を求めること  
ができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において  
総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科  
会に係るものについては、それぞれ当該 各号に定める  
課において処理する。

- 二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課
- 三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
- 四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課
- 五 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

## ○社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

）第十一条の規定に基づき、この規則を制定する。

（分科会及び部会の議決）  
第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

）社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）第十一条の規定に基づき、この規則を制定する。

### （会議）

- 第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、会長が召集する。
- 2 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 前項の議事に關係のある臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

### （審議会の部会の設置）

- 第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮つて部会（分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。）を設置することができる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

### （諮問の付議）

- 第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

（分科会及び部会の議決）  
第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

### （会議の公開）

- 第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるとときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### （議事録）

- 第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 1 会議の日時及び場所
  - 2 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
  - 3 議事となった事項
- 2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるとときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

### （分科会の部会の設置等）

- 第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮つて部会を設置することができる。
- 2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議を前項の部会に付議することができる。
- 3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(委員会の設置)

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるとときは、それぞれ分科会又は部会に諮つて委員会を設置することができる。

(準用規定)

第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と、「議事に關係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは、分科会にあつては、「当該分科会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に關係のある者」、部会にあつては「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に關係のある者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。